

よくある質問

問.1 10a 当たり 80 万円（10a 当たり 25 万円）の対象となるのは、どのような施設ですか？

答. 加温装置（空調装置）又はかん水装置がある施設です。いわゆる「雨よけハウス」は対象になりません。

問2. 厳選出荷の取組（1人・1日当たり 2,200 円）の取組は、どうすれば対象になりますか？

答. 7月1日時点では詳細な情報が提示されていないため、改めてお知らせします。

問3. 取組計画書で申請した面積から増加した（減少した）場合は、どうしたらいいですか？

答. 当初申請分から面積が増加した場合は（圃場の追加を含む）、国の予算の関係上、当初申請分から増額しての交付が困難な場合がありますので、耕作面積増加を予定している方はご注意ください。

当初申請分から面積が減少した場合は（圃場の削除を含む）、実際に取組を実施した面積に対してのみ交付されるため、実績報告時にその旨お知らせください。

→利用権が設定できなかったため対象から除外される、などが想定されます。

問4. 2つの取組が必要ですが、具体的にどのような取組を実施すればいいですか？ 対象となる農薬や肥料、技術にはどのようなものがありますか？

答. 具体的な取組の内容であったり、使用する農薬・肥料等が対象になるのか、どれくらいの量を施用すればいいのか、など取組に関する質問・問い合わせは鈴鹿農協又は県の普及員にお尋ねください。

問5. 申請書の書き方は、どこで教えてもらえますか？

答. 申請書の記入方法については、農業再生協議会事務局（市役所農林水産課）にお問い合わせください。

また、募集期間中に書き方の説明会も予定していますので、そちらもご活用ください。

問6. 利用権の設定が必要とありますが、いつまでに設定すればいいですか？ 個人間の契約書や GAP 認証による面積確認ではだめですか？

答. 本事業は、自身の農地台帳に記載されている圃場が対象とされていますので、利用権の設定は必須となっています。現在、利用権の設定がなされていない場合は、令和3年3月31日までに設定をお願いします。

問7. 耕作している地番や詳細な面積が分かりませんが、調べる方法がありますか。

答. 「農地ナビ」というインターネットサイトを利用いただくと、地図上から地番を調べることができます。ただし、農地ナビでも情報が出ない場合もありますので、その場合はご相談ください。

なお、現在自身の農地台帳に記載されている農地の地番については、農業委員会事務局で「耕作状況証明」を取得することで確認できます。

問8. 交付対象面積ってどうやって考えたらいいですか？

答. 国が定める取組項目から、2つ以上の取組を行った面積が対象になります。農地台帳に記載されている面積のうち、実際に取組を行った面積が交付対象面積となるため、一筆の一部のみ取組を行った場合は、当該部分のみ交付対象となります。

問9. 高収益作物同士の複合経営の場合の交付対象の考え方は？

答. 令和2年2～4月に出荷実績がある品目（「野菜」などの大きなくくり）の次期作への取組を行う面積が交付の対象です。ただし、野菜・花きの複合経営については、作物間において次期作の選択の自由度が高いため、対象期間にいずれかの出荷実績があれば、両方の高収益作物の経営面積が支援対象となります。（野菜と花きは同じグループとします。）

例1) 野菜と花き花木の複合経営

2月～4月に花き花木を出荷 → 野菜・花き花木は対象

例2) 花き花木と茶の複合経営

2月～4月に花き花木を出荷 → 花き花木は対象、茶は非対象

問10. 鈴鹿市内で中山間地域はどこが該当しますか？

答. 旧深伊沢村及び旧庄内村の地域が中山間地域に該当します。耕作地が該当するか不明な場合はお問い合わせください。

問11. 実績報告の時には何を提出する必要がありますか？

答. 資材等の購入伝票や、取組を実施したことが分かる作業日誌、写真等が必要になりますので、確実に保管をお願いします。

また、この他に提出いただく書類の様式等は、後日、市農業再生協議会から個別に郵送する予定です。

問12. 茶は5月に出荷していますが、対象にはなりませんか？ また、今回申請する必要がありますか。

答. 今回の国の公募では5月に出荷した茶は対象となっていませんが、次回公募で追加される見込みとなっていますので、今回の募集で申請手続きをお願いします。

問 13. 市外で耕作している農地は、交付対象となりますか？

答. 取組を実施すれば対象となりますが、市内の農地と同様に利用権設定等が必要となります。利用権設定等の手続は、農地が所在する市町にお問い合わせください。

問 14. 今回の申請以外で、今後、追加申請を新たに受け付ける予定はありますか？

答. 国の制度で変更、対象品目追加等があった場合のみ、別に追加申請の募集を行うことを想定しています。本交付金の交付を希望される方は、今回の申請で手続を行ってください。